

## 議案第131号

### 損害賠償の額の決定について

地方自治法第96条第1項第13号及び山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第197号）第8条の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白井博文

### 記

- 1 事故名 山陽小野田市民病院において入院中の患者が負傷した転倒事故
- 2 賠償の相手方 住所 山陽小野田市〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇
- 3 事故発生日 平成27年12月3日
- 4 事故の概要 山陽小野田市民病院に入院中の患者がCT撮影のため病棟から放射線科に移動した際、同行した看護師が別の患者の介助を行っていた間に撮影室付近で転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。
- 5 損害賠償額 1,828,781円